

Tscholsu

Kim教授(ソウル大学校、韓国)の短期招請について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学国際交流センター 公開日: 2009-04-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉田, 善明 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/4767

II Tscholsu Kim教授（ソウル大学校、 韓国）の短期招請について

法学部教授 吉田善明

1. 1996年度の国際交流基金による短期招請外国人として韓国憲法学界を代表する韓国ソウル大学校教授、金哲洙氏をお招きした。

金哲洙教授は、1933年生れで、ソウル大学校法科大学を卒業された後、ドイツ・ミュンヘン大学法学部に留学された。帰国後、国民大学校法科大学講師となり、以後、ソウル大学校講師、助教授、副教授を経て現在にいたっている。ソウル大学校においては学長補、法学研究所長等の要職を担当された。学界活動としては、斯界の第一人者らしく国際憲法学界韓国支部長、韓国教育法学会会長、韓国公法学会の会長を歴任している。著者研究書としては「憲法学（上）（下）」（1972年）をはじめ「憲法法律審査論」（1983年）「政治改革と司法改革」（1995年）「大韓民国憲法（日本語）」（1994年）などを多数刊行されている。

金哲洙教授は、明治大学の招請趣旨に応え1996年11月に3回におよぶ講義を行った。

第一回の講義は、大学院生を対象に韓国統一憲法の制定問題、第2回の講義は、私の比較憲法の時間帯を利用して、3、4年を対象に、アジア諸国の憲法の動向について、そして第3回の講義は、大学院生を対象に統一ドイツ憲法の制定問題に関するものであった。3回におよぶ講義はいずれも盛況であり、学生は熱心に聴講されていた。

2. 第1回の講義は「韓国統一憲法の制定問題」である。その内容を要約して紹介したい。

日本の隣国である韓国は、朝鮮における日本支配の終焉によって、独立国家として出発するはずであった。ところが、日本軍の軍事装備を解除する目的で進駐した米ソ両国の占領によって韓国民の意思に反する分断国家として生誕した。その後、

統一に向けた努力がなされているが、いまだ実現をみていない。同じ第2次世界大戦後の分断国家には、南北ベトナム、南北イエーメン、東西ドイツ等があったが、現在すでに統一され、朝鮮半島の分断国家を残すのみとなっている。

金哲洙教授は、韓国統一、とくに、近年統一をみたドイツの例を参考にして分断国家の統一方向を模索する。そして、その前提として、まず現行韓国憲法と北朝鮮憲法が求めている方向を読みとり、分断国家の統一方向への道しるべを提示している。すなわち、現在、韓国憲法には、「大韓民国は、統一を指向し、自由民主的基本秩序に立脚した平和統一政策を樹立し、これを推進する」（第4条）と定め、現行北朝鮮憲法には「朝鮮民主主義人民共和国は北半分において人民政権を強化し、思想、技術、文化等の三大革命を強力に進め、社会主義の完全勝利をなし遂げ、自由、平和統一、民族大団結の原則に則り祖国統一の実現を目指し闘争する」（第9条）と定めている。両国家は「自由民主的基本的秩序に立脚した平和的統一」「社会主義の完全勝利を成し遂げ、自由、平和統一、民族的大団結」と国家の基本的秩序およびその方向を示す定めは異なるが、祖国統一の実現を旨とする点については共通している。では、このように異なる体制、秩序をどのような国家として統一させるのか。金哲洙教授は、両国にみられるものは「二つの制度、二つの政府の存在」が示すように国家連合の主張であるから、それを段階的統一として、南北統一憲法を制定すべきであると主張される。その制定に際しては両国の代表による憲法制定会議が必要となる。そしてその憲法制定会議において統一憲法案が起草されることになれば、その案に対し、国民投票に付し、その正当性が賦与されなければならないと。非常に興味ある問題の提起である。

3. 第2回の講義は、アジア諸国の憲法の動向について取りあげる。

金哲洙教授のアジア諸国憲法の講義の中心は、インドからシンガポールを経て大韓民国、日本にいたる弓状に広がる主要な諸国を対象にしている。しかし、体制を異にする中華人民共和国憲法、ベトナム憲法、ミャンマ憲法は対象外である。

ところで、体制を異にした諸国を除く、インド以東のアジア諸国が対象になるが、

その諸国の中で日本とタイのほかは第2次世界大戦後、イギリス、オランダ、アメリカおよび日本からの独立を達成した諸国である。金哲洙教授は、アジア諸国の憲法の類型化と研究方法を明確にしたのち、それらをふまえ、つぎのような特徴を引き出している。

第1に、対象として検討してきたアジア諸国は、1980年代に入って、国際世論からの批判を受け非常事態宣言や戒厳令を解き、憲法を復活させた。現在は、欧米型の憲法の中でも行政権の強い立憲主義をモデルとした憲法に改定するなどして維持している。しかし、アジア諸国における開発至上主義、貧困からの克服のために強い行政指導政治が必要であるとしても、その施策が国民に向けられる場合には「持てる者」の財産権の制限に向けた社会主義の実現であり、また体制を批判する言論、集会などの市民的自由を制限するものであってはならないと主張される。第2に、日本、韓国を除くアジア諸国の憲法典には特定の宗教に対して一定の保護を与えている。まず、イスラム教国のマレーシア憲法、インドネシア憲法は「神への信仰」を奨励している。たとえば、マレーシア憲法では、何人に対しても信教の自由が保障されるとしながらも、そのもとでイスラム教は、国の宗教であること（第3宗）を確認する。そして、他の宗教とは、平和的に、かつ調和的に実践されなければならないとしている。日本では、国家と宗教を分離しなければならないとしているものの、第2次大戦前には、神道が国の宗教として保護されていることもあって、こんにちにおいても神道行事に対する公的機関の財政支出がなされ、憲法とのかかわりが問題となっている。

第3に、裁判官の独立にもかかわる裁判官の任命についてみると、最高裁判所裁判官は、行政機関（大統領、内閣、首相）のメンバーによって任命されている。このために国民は、国会・内閣による法律、命令の制定、運用に不満を示し、それらの違憲性が国民から問われ、訴訟として提起された場合、最高裁は、人権保障の番人たる使命をはたすことが困難な状態になっている。こうした分析を通じて、金哲洙教授は最高裁判所裁判官の身分保障および国会の裁判に対する民主的統制のあり

方が問われなければならないと主張される。

4. 第3回の講義は、統一ドイツ憲法の制定問題を取りあげている。

東・西ドイツの急激な緊張緩和の中で、1989年11月9日、東西ベルリンを隔てていた壁が崩壊し、それにつづいてドイツ統一の実現の可能性は急激に高まってきた。1990年には、東ドイツで初めての自由選挙が行われ、CDUを中心とする保守ドイツ連合が圧勝した。その後、東西両ドイツでは、同年5月には「経済、社会、通貨連合の創設に関する条約（国家条約）」を締結し、同年10月には早くも政治的統一を実現するにいたった。その条約にもとづく統一方式は、西ドイツ基本法23条の流用範囲の拡大である。これによって東ドイツ憲法はその歴史的使命を終えた。金哲洙教授は、こうしたドイツ統一の過程と、統一ベルリン憲法の制定について説いている。その内容は、合同憲法法律委員会での論議で明らかにされている①国民投票等直接民主制の導入、②生存権規定と国家目的条項の追加、③議会の権限強化とオンプズマン制度の導入、④権力分立制度の調整、地方自治の強化などが中心となっている。

5. いうまでもなく、日本における憲法研究者は、私を含めてヨーロッパ、アメリカ諸国の憲法研究が中心で、アジア諸国の憲法研究を進めている者は少ない。21世紀はアジアの時代といわれながらも、現在のところ非常に残念な状態にある。その意味で今回の講義は大変有意義な招請であった。とくに、隣国である韓国と北朝鮮の分断国家の統一性の方法を東西ドイツの併合の例を参照に講義されたことは意義深いものであったといえる。